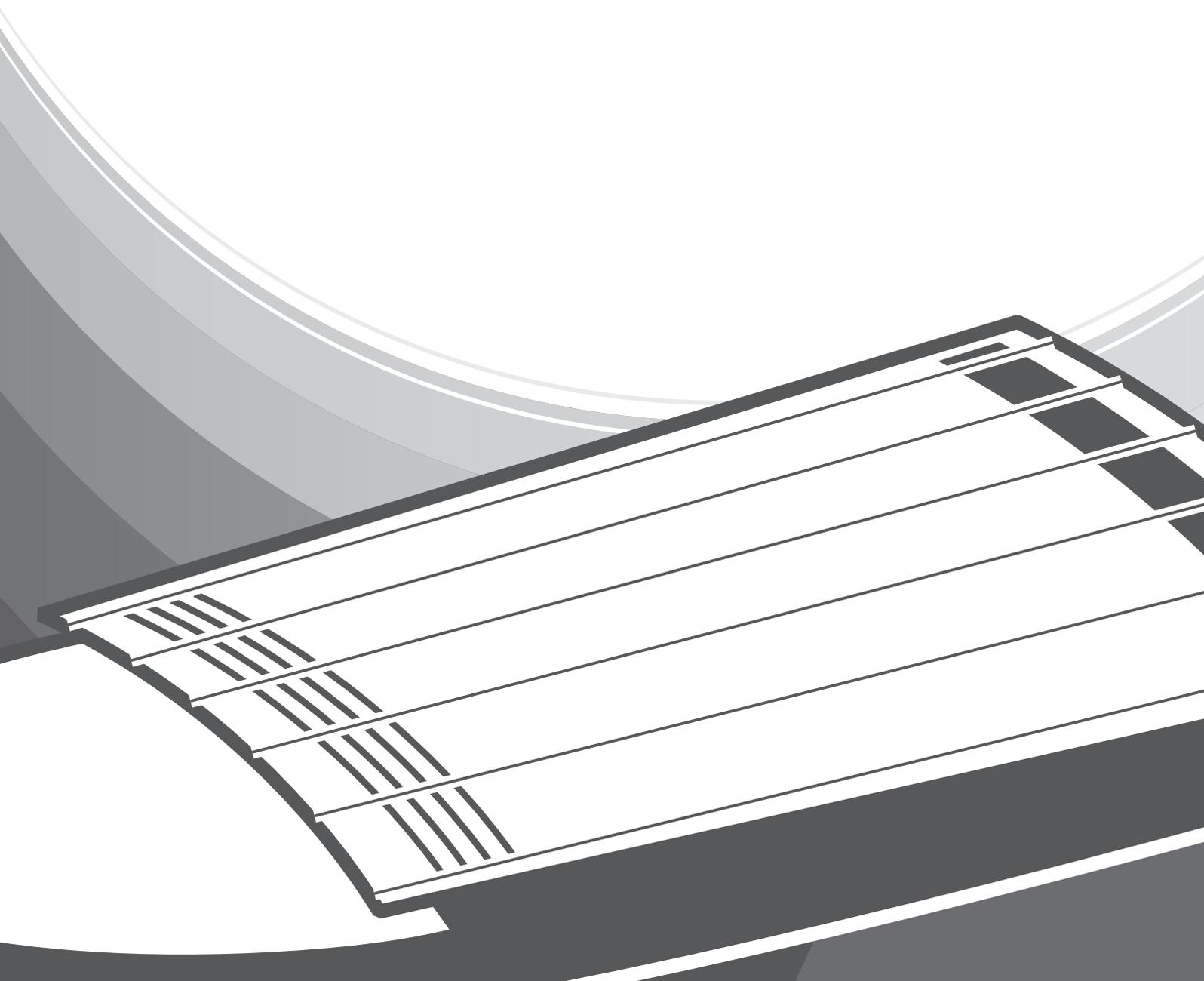


 **SAITAMA SUPER ARENA**

さいたまスーパーアリーナ

利用規程



さいたまスーパーアリーナ 利用規程

本規程は、さいたまスーパーアリーナの指定管理者である株式会社さいたまアリーナ（以下「当社」と称する）が管理・運営する「さいたまスーパーアリーナ」の利用について定めるものです。利用者には誠実に本規程内容に従っていただきます。

- 1. 開館日** 毎年1月1日より12月31日とします。ただし保守点検等、都合により休館することがあります。
- 2. 利用時間** 0時より24時までの間の連続する12時間とします。ただし必要に応じて12時間を超過して利用することができます。
- 3. 利用申込方法**
 - 利用申込みは随時受け付けます。所定の「仮利用申請書（エントリーシート）」に必要事項を記入し、下記までEメール添付にてご提出ください。
株式会社さいたまアリーナ 営業部
E-MAIL ssa-entry@saitama-arena.co.jp
※本メールアドレスは、仮利用申請書（エントリーシート）提出専用のメールアドレスです。
その他のお問い合わせには、ご返信いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
空き状況の確認は、お電話（TEL 048-600-3000）にて承ります。
 - 「仮利用申請書（エントリーシート）」のご提出が無い場合（口頭、電話、メール文等）は、利用受付は出来ません。
 - 「仮利用申請書（エントリーシート）」の内容について、「5.利用の制限」に該当する場合には、利用申込みを受け付けられない場合があります。なお、同一日に申込みが複数ある場合、重複して利用申込みを受け付ける場合があります。
 - 利用申込みの際に、その催事、もしくは利用者がこれまでに実施した催事の概要等の資料をご提出いただく場合があります。
- 4. 利用の許可**
 - 「仮利用申請書（エントリーシート）」を受け付けた予約に対し、利用予定日の13か月前からご利用に関する審査を行います。審査の後、当社から該当者に対し審査結果をEメールで通知しますので、通知後2週間以内に「利用申請書」をご提出ください。期限までのご提出が無い場合は、原則として当該通知は失効となりますのでご注意ください。
 - 提出された「利用申請書」に対して、利用を許可した申込者には原則1週間以内に「利用許可書」を発行します。
 - 「利用許可書」の発行をもって施設のご利用が確定したことになります。「利用許可書」の発行までは、いかなる状況でも利用を許可したことにはなりませんのでご注意ください。なお、「利用許可書」は、利用期間中、提示を求められることがありますので、施設利用終了まで保管してください。
- 5. 利用の制限**

次のいずれかの事項に該当するときは、利用申込みの受付または利用の許可をすることができません。

 - 施設の設置目的に反する恐れがあるとき。
 - 法令の規定に反する場合、又は公共の秩序を乱し善良な風俗に反する恐れがあるとき。
 - 施設、設備を毀損する恐れがあると認められるとき。
 - 施設の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
 - 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、その他反社会的勢力、もしくはこれらに準じる者、の構成員または関係者（以下、「反社会的勢力」という）、反社会的勢力の支配・影響を受けている企業・団体、役員、従業員、関係者に反社会的勢力の構成員もしくはその関係者がいる企業・団体、反社会的勢力に対して資金等を供給し、もしくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有している企業・団体、事業内容が明確でない企業・団体、またはそれらの役員、従業員その他の構成員、関係者が、主催、共催、後援、協賛する行事に利用するとき。
 - 利用者、出演者、参加者、スタッフもしくはこれらの関係者、または主催者、共催者、後援者、協賛者、委託先業者その他の取引関係者もしくはこれらの関係者等（これらの役員、従業員その他関係者を含み、以下総称して「利用者等」という）が、反社会的勢力、その構成員もしくは関係者であるとき、または反社会的勢力の支配・影響を受け、もしくは反社会的勢力に対し資金等を供給し、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有しているとき。
 - 施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
 - 施設の品位を損なう恐れがあると認められるとき。
 - その他当社が不適當であると認めたとき。

なお、利用の許可については、条件を付することがあります。
- 6. 施設の
利用許可の
取消し等**

次の事項に該当する場合、利用許可後又は施設利用期間中においても、利用条件の変更・利用の中止・利用許可の取消し等の処置をすることがあります。

 - 所定の期日までに施設利用料金を納入しないとき。
 - 利用申請書に虚偽の記載があったとき、又は許可した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用しようとするとき。
 - 利用を許可された場所以外で、作業や催事を行ったとき。
 - 利用許可条件、利用規程及び当社の指示を遵守しなかったとき。
 - 関係官公庁への届け出を怠ったり、その指示に従わないとき。
 - 災害その他不可抗力によって、施設の利用ができなくなったとき。
 - 災害の発生により、施設が行政から避難所等に指定されたとき。
 - 施設の利用権の全部又は一部を第三者に譲渡あるいは転貸したとき。
 - 新型インフルエンザおよびエボラ出血熱等の感染症が発生したこと等により、施設を閉鎖するとき（施設の閉鎖は、行政による自粛要請、閉鎖勧告もしくは閉鎖命令があった場合、または首都圏の類似施設等の動向を見極めつつ、自主的に当社が閉鎖すべきと判断した場合に実施することとします）。
 - その他当社が不適當であると認めたとき。

7. 施設利用上の 禁止事項

利用者は、施設内及び敷地内において下記の行為をし、または入場者その他第三者に対しこれらを行わせることはできません。

- (1) 指定する場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
- (2) 他人に危害を与える、もしくは迷惑となる危険物品、動物等を携帯、連行すること。
- (3) 施設及びその付属物を損壊あるいは汚損すること。
- (4) 指定する場所以外へ廃棄物、ごみ等を捨てること。
- (5) 許可なく寄付行為をすること。
- (6) その他当社が不適当であると認めること。

8. 利用料金の 支払

(1) 利用料金

別紙の「さいたまスーパーアリーナ利用料金表」をご参照ください。

(2) 料金の支払

- ① 利用許可書の発行と併せて施設利用料金の請求書を発行いたします。利用される施設(スタジアム、アリーナ、ホール、コミュニティアリーナ)の施設利用料金に対する基本料金の50%を指定期日までにお支払いください。
- ② 上記施設利用料金の基本料金の残り50%は、利用開始予定日の90日前までにお支払いいただきます。
- ③ 施設利用延長料金、諸室、備品及び付帯設備の利用料金、イベント清掃料金、空調・光熱水費の実費相当額等については、催事終了後、請求に基づき所定の期日までにお支払いいただきます。

9. 利用料金の 返還

既納の利用料金(消費税額含む)は返還いたしません。ただし施設の管理上利用の許可を取り消した場合にこの限りではありません。

10. 利用の 変更届出

利用の目的・内容等を変更しようとするときは、所定の用紙をもって届け出、当社の許可を得ていただきます。なお、変更の内容によっては、変更を認めない場合があります。

11. 利用者の 責務

利用者は、関係法令、関係諸官公庁の指導等のほか、本「さいたまスーパーアリーナ利用規程」をはじめ当社が定めたさいたまスーパーアリーナにかかわる諸規則および指示・注意事項等を遵守し、事故が生ずることがないよう安全管理に努めるとともに、さいたまスーパーアリーナ周辺の環境・住民に配慮するよう努める義務があります(事前の準備、設営および行事終了後の撤去まで含みます)。

- (1) 利用者は常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、すべて利用者の責任と費用において、催事の運営及び催事のための必要な作業を行っていただきます。
- (2) 利用を終了したときは、利用施設、諸室、備品及び付帯設備を原状に回復していただきます。利用期間中(設営・撤去・占有時間を含む)に利用中止の指示を受けた場合も同様とします。
- (3) 利用期間中に施設内及び敷地内において発生した事故等については、当社に重大な過失がない限り、すべて利用者に責任を負っていただくこととなりますので、事故防止には万全を期すようにしてください。
- (4) 会場警備については、利用者の責任において、警備担当者の配置を行い、交通整理、場内外整理、盗難・火災等の防止に努めていただきます。自然災害への安全策を講じ、開催時間の前後を通じて来場者の整理・誘導を行ってください。
- (5) 損害賠償保険、傷害保険など必要な保険には利用者が加入してください。
- (6) 関係官公庁への届出は、利用者が行ってください。
- (7) 利用者は、さいたまスーパーアリーナが行政・教育・医療施設・住居・事務所等に隣接する環境にあることに配慮し、行事の開催により周辺に迷惑をかけないよう対策を講じ、かつ関係者に周知徹底する義務があります。
- (8) 利用者は、「さいたま市生活環境の保全等に関する条例」に定める、騒音・振動に関する環境基準に基づき、騒音・振動の低減対策について、所要の措置を講じてください。
- (9) その他、施設の利用にあたっては、当社の指示に従っていただきます。

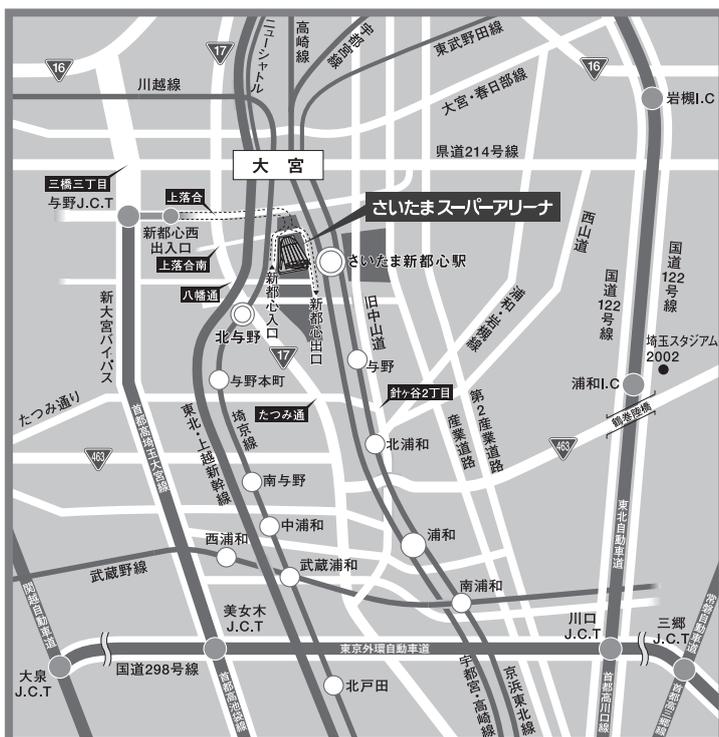
12. 原状回復の 義務

- (1) 利用者は利用終了後、ただちに利用施設、諸室、備品及び付帯設備を原状に回復し、当社の点検を受けていただきます。
- (2) 利用者が利用施設、諸室、備品及び付帯設備を汚損又は滅失したときは、ただちに当社へ報告し、利用者及び当社双方の立会いのもとでその状況を確認し、これによって生じた損害を賠償していただきます。
- (3) 利用者は「6.施設の利用許可の取消し等」により、利用の中止や許可の取消し等を命ぜられた場合においても、ただちに利用施設、諸室、備品及び付帯設備を原状に回復し、当社の点検を受けていただきます。

13. 広告又は 看板等の設置

- (1) 利用者が施設内及び敷地内において広告もしくは催事の案内看板などの掲示を希望する場合は、利用開始日の1か月前までにその詳細を書面をもって当社に申し入れ、承認を得ていただきます。
- (2) 前項によって、広告もしくは看板等を掲示する場合、利用者は掲示する場所、掲示の方法、広告料及びその支払方法その他これらの掲示に関する事項について、すべて当社の定めるところによります。
- (3) 利用者は当社に対し、施設内及び敷地内に既存する広告または看板等の取り外し、隠蔽もしくは削除を要求することはできません。

- 14. 催事の撮影、中継及び収録**
- (1) 利用者が利用内容を撮影、中継又は収録する場合は、事前にその詳細を当社に届け出て、承認を得ていただきます。
 - (2) 前項によって、利用者が利用内容を撮影、中継又は収録する場合には、当社の指示に従うとともに、撮影料、放送料又は収録料を当社にお支払いいただきます。これらの料金及び支払方法はすべて当社が定めるところによります。
- 15. 施設の撮影**
- (1) 営利を目的として施設の撮影等を行う場合には、事前にその詳細を当社に届け出て、承認を得ていただきます。
 - (2) 前項によって撮影等を行う場合には、当社の指示に従うとともに、撮影料をお支払いいただきます。これらの料金及び支払方法は当社の定めるところによります。
- 16. 物品の販売・飲食の提供**
- (1) 利用者が施設内及び敷地内において、物品の販売または飲食の提供などを希望する場合は、利用開始日の1か月前までに詳細を書面をもって当社に申し入れ、承認を得ていただきます。(設営・本番・撤去作業等に係るスタッフ弁当等も含まれます)
 - (2) 前項によって、物品の販売または飲食の提供などを行う場合、利用者は実施場所、実施方法、備品等使用料及びその支払方法その他これらに関する事項について、すべて当社の定めるところに従っていただきます。
- 17. 免責と損害賠償責任**
- (1) 「6.施設の利用許可の取消し等」により、利用の許可を取り消され、又は利用の中止を命ぜられた場合、あるいは「10.利用の変更届出」により、利用の目的、内容の変更等が許可されない場合において、利用者がこれによって損害を受けても当社はその損害を賠償する責任を負いません。
 - (2) 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けても当社はその損害を賠償する責任を負いません。
 - (3) 施設利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故については、当社に重大な過失がない限り、当社は一切の責任を負いません。
- 18. 指定・登録会社**
- (1) 施設を安全かつ円滑にご利用いただくため、以下の事項に関して指定・登録制となっております。
 - ・会場装飾・設営に関すること
 - ・会場警備に関すること
 - ・一次電源工事に関すること
 - ・原状復帰清掃に関すること
 - ・駐車場に関すること
 - ・一次給排水工事に関すること
 - ・臨時電話工事に関すること
 - ・ケータリング、スタッフ弁当に関すること
 - ・託児サービスに関すること
 - ・都市ガス配管工事に関すること
 - (2) 前項に関しては施設利用許可後、すみやかに各会社を選定し調整を行ってください。
 - (3) 各指定・登録会社に関する詳細は「ご利用の手引き」をご参照ください。



※この利用規程は、2024年3月に設定したもので、変更する場合もございますので、予めご了承ください。

2024年3月更新・発行

株式会社 さいたまアリーナ

〒330-9111 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
 営業部 TEL 048(600)3000 FAX 048(601)1120
<https://www.saitama-arena.co.jp>